

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年5月20日
- 2 開会年月日、時間 令和4年5月30日 午後3時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子 安藤 史紋
- 9 会議の附議事項
議案 第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第6号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後3時00分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より5月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、7番小林広幸委員、8番牧けい子委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は1ページをご覧ください。申請地はJAブドウセンターの南にあり、くだもの街道に面しています。貸付人、借受人ともに松村の方です。

借受人の現在の営農規模ですが、雁田沖に親族から借り受けている普通畑が約1反5畝あり、ここは自家消費用の野菜作りをメインに、最近は栗の苗木を少し植えた状況です。労力は、本人と妻、子ども2名の計4名で、そのうちの主たる労力は次女で、年間200日となっています。この従事日数は、妻の実家が農業をやっており、その労力にもなっていることによるものです。通作距離は徒歩30秒と大変近くです。

農機具の保有状況については、軽トラック1台、その他は、SS、乗用草刈機、トラクター各1台を妻の実家が所有しているので借りて使う、とのこと。借受人は現在も野菜を栽培しており、申請地でも同様に野菜を栽培する計画になっていますので、経営規模を拡大しても問題ないと考えます。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。

続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は2ページをご覧ください。申請地は松村団地付近で、6次産業センターを南側に進んだ場所です。譲渡人は雁田の方、譲受人は松村の方です。譲受人の方は、現在会社勤めをしていますが、家族の労力を中心として農業をする場所を探しており、このほど、町農地バンク事業に登録をしたところ、同様に町農地バンクに登録していた譲渡人との間で売買の話がまとまったものです。

譲受人は番号1の借受人と同一人物であり、労力、農機具の保有状況等については番号1でお伝えいたしましたとおりです。通作距離は車で5分です。

申請地は現在さら地であり、買い受け後は野菜を栽培する計画になっています。番号1同様、借受人は現在も野菜を栽培しており、申請地でも同様に野菜を栽培する計画になっていますので、経営規模を拡大しても問題ないと考えます。以上です。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号2は許可とします。

続いて、番号3および番号4について、関連していますので一括して、4番平松委員より

説明願います。

4番平松委員：番号3と番号4について、所有権の移転ということなのですが、交換というかたちになります。地図は3ページをご覧ください。面積がとても小さいのですが、その経緯を説明します。双方から話をきいたところ、元々数十年前には蛇行した川が流れていて、そこを畑の境にしていたようです。数十年前にU字溝が設置されましたが、どうしても川を蛇行させるわけにもいかず、直線に設置してしまったようです。また、川を境にしたいと考えても公図上でできなかつたようです。このような事情のもとでお互い耕作をしてきましたが、U字溝を境にした方が栽培もしやすく、土地の所有についてもすっきりする、ということで、一方の方が測量をし直し、お互いが納得の上で所有権の移転ということになりました。よって許可申請が通れば、双方がU字溝を境に土地を所有することになります。

土地の増減はありませんが、双方同じ地区であり、年齢も近く自治会でも関係は良好です。住まいも申請地の南側と北側にお互い徒歩2、3分の場所に住まわっていて、農機具は乗用モア、SSなども所有しています。

ご審議よろしくおねがいします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号3および番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号3および番号4は許可とします。

続いて、番号5について、事務局より説明致します。

議長：地図は4ページをご覧ください。申請地は、国道403号線の中野市方面へ進んだところの西側で、篠井川の南側にあります。

貸付人、借受人ともに中野市在住の方で、借受人は中野市の認定新規就農者で、現在、営農規模を拡大中です。

借受人の現在の営農規模ですが、中野市内に借受地が約3000㎡あり、ここはぶどうを栽培しています。労力は、本人と妻、計2名となっており、本人は年間240日、妻は200日となっています。

農機具の保有状況については軽トラックを1台所有、耕運機1台をリースしてしまして、SS、乗用草刈機は各1台ずつ導入予定、とのこと。

申請地は現在りんご畑で、買い受け後もりんごの栽培を継続する予定です。借受人は長野県農業大学校を卒業後、里親研修でりんごとぶどうの研修を受けています。通作距離は車で5分でありますので問題なく耕作が可能だと考えます。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号5は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 5 は許可とします。

議長：次に、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅の新築です。転用面積は 501 m²です。

地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、雁田公会堂に面した道路を少し北上したところにあります。それでは、議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。申請書の書面の 3. 転用計画の欄に記載のとおりですが、譲受人は現在両親と同居し、須坂市の会社に勤務しています。家族の増加と成長に伴い手狭になり、かつ勤務先への利便性向上のため、自宅の新築を考えています。

転用許可基準の立地基準については、申請地周辺一帯に 10ha 以上の規模の農地が連坦していることから第 1 種農地と判断されていますので、原則不許可ですが、不許可の例外規定にある、住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知書により確認致しました。また、隣接地の状況について、地図資料の方をご覧ください。東側は町道、西側は認定外道路、北側、南側は農地となっております。よって南北の隣接農地に対しては特段の対策を要しますが、配布資料の 2 ページ目の図面にも記載のある通り、土留擁壁を設置し対策をしています。また、生活排水は公共下水道へ接続、雨水は敷地内に浸透枿を設けて浸透処理をします。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号1について、事務局より説明致します。

議長：地図は6ページをご覧ください。申請地は、JA北部共撰所の北東の区域内にあります。

貸付人は上町の方、借受人は社会福祉法人です。

平成29年6月1日より5年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様で、引き続き米の栽培をする計画となっています。以上です。

議長：質問ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号1は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は決定とします。

続いて、番号2および番号3について、関連していますので、一括して、事務局より説明願います。

事務局：こちらの案件は、農地中間管理事業によるもので、ご覧のとおり公益財団法人長野県農業開発公社が間に入っています。地図は7ページをご覧ください。申請地はJAライスセンターの交差点の南側の区域内に位置しています。貸付人は松村の方、借受人は大島の方です。

借受人の営農状況ですが、現在、町内に約6反歩の所有地、約1町9反歩の借受地があります。人を雇い果樹を大規模に栽培していき、申請地はブルーンの畑で、借受け決定後もブルーンの栽培を続ける計画です。

これまでも大島の案件として議長より何度か紹介もあった方で、これまでも経営規模を拡大してきていますが、特段問題は生じていませんのでここで更に規模を拡大してもこれまでどおりしっかりと耕作をしていただけるものと思います。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号2および番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2および番号3は決定とします。

議長：次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。該当地は、小布施荘の西に位置し、市街化区域内にあります。西側一帯は宅地になっていまして、南側は農地、東側は小布施荘に接し、北側は宅地です。

譲渡人は県外にお住まいの2名で、譲受人は上町の方です。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5条の届出になります。

戸建ての住宅を建設するとして、届出があったものです。以上です。

議長：ご質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会(午後3時23分)

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年5月30日

小布施町農業委員会長

島津忠昭

議事録署名委員

小林 友幸

議事録署名委員

牧 けい子